

別紙

○災害被害者に対する固定資産税及び都市計画税の減免に関する取扱基準

(趣旨)

「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年4月1日自治税企第12号自治省事務次官通達)に基づき酒々井町の全部又は一部にわたる天災又は地変若しくは天候不順による災害被害者に対する固定資産税及び都市計画税の減免の措置を講ずるため、酒々井町税賦課徴収条例第71条第1項第3号及び酒々井町都市計画税条例第6条で規定する減免の基準に関し別表のとおり必要な事項を定めるものとする。

(別表)

ア 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

イ 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価値の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

その者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

- (1) 農地又は宅地以外の土地については前項アに準じて、軽減し、又は免除する。
- (2) 償却資産については前項イに準じて、軽減し、又は免除する。